飼料品質表示基準（表示事項）

別表

1　単体飼料	(1) 大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量（その含有量が0.3パーセントを超えるものに限る。）
	(3) フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量（その含有量が0.6パーセントを超えるものに限る。）
	(4) 肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4) に同じ。
	(6) 血粉	(4) に同じ。
2　配合飼料		一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 りんの成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。） 代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。） 原材料名 原材料の区分別配合割合
3　混合飼料	(1) とうもろこしと魚粉又はフィッシュソリュブル吸着飼料試料と混合したもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(2) フィッシュソリュブル吸着飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合 揮発性塩基窒素の含有量の最大量（その含有量が0.6%を超えるものに限る）
	(3) 糖蜜吸着飼料	一般表示事項 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(4) 1並びに (1)、(2) 及び (3) に掲げる飼料の2種類以上を混合したもの又はこれらの1種以上を混合した飼料であって、2に掲げる飼料以外のもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量（植物性のものが混入されているものに限る。） 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(5) その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名

備考　1　一般表示事項は、次のとおりとする。

(1) 飼料の名称

(2) 飼料の種類

(3) 製造（輸入）年月

(4) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(5) 製造業者の名称及び所在地（製造業者に限る）

2　粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及び林の成分量は、飼料の公定規格（昭和51年農林水産省第756号。以下「公定規格」という。）の備考の1によるものとする。

3　配合飼料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、公定規格の備考の2によるものとする。

4　「揮発性塩基性窒素」とは、水で浸とう抽出した試料液を、弱アルカリ性で蒸留して得られる窒素をいう。

5　「配合割合」とは、当該飼料中に占めるそれぞれの原材料の重量の該当飼料の重量に対する百分率をいう。

6　「区分別配合割合」とは、原材料の区分別に、該当区分に属する原材料の配合割合を合計したものをいる。

〔柱〕原材料は、穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物性飼料及びその他に区分する。